

平成26年10月

排出事業者 様

公益財団法人 東京都環境公社

廃消火器リサイクル事業終了のお知らせ

仲秋の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は当公社に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当公社で実施しております、廃消火器リサイクル事業につきましては、平成19年2月から、産業廃棄物の処理困難物とされていた廃消火器を適正処理することを目的として開始いたしました。

一方、平成22年からは、消火器の製造メーカーで構成する「日本消火器工業会」が廃棄物処理法に基づく広域認定を取得「第3号(一般廃棄物)、第179号(産業廃棄物)」し、全国的な消火器リサイクルシステムが開始されました。

これに合わせて、平成22年以降に国内で製造された消火器については、予め処理費用を含めたリサイクルシールが貼られて販売されており、処理の際には費用負担及びマニフェスト伝票の交付は不要となっております。

また、22年以前に製造販売された消火器についても、リサイクルシールを購入することで同様に処理できることに加え、国産の消火器であれば種類（ABC粉末、強化液、二酸化炭素など）は問わずに受入れられるなど、当公社が処理するよりも合理的なシステムであり、その処理量も年々推進されております。

こうした状況から、産業廃棄物の処理困難物として廃消火器を適正処理するという当公社の役割は終了したとの判断から、平成27年3月末日をもって当公社の廃消火器リサイクル事業を終了させていただくことといたしました。

当公社をご利用いただいております排出事業者の皆様におかれましては、長年のご愛顧に心より感謝申し上げますとともに、今後の廃消火器の処分につきましては、別添の「日本消火器工業会」の消火器リサイクルシステムをご活用いただきますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

環境事業部 環境事業課

電話:03-3644-2186 FAX:03-3644-2420

「担当」横田、高野、滝口

古い消火器の引き取りについて

- Q** リサイクルシール代以外に費用はかかるのですか？
A 消火器を引き取りに伺う場合や取扱い窓口（特定窓口）へ持ち込まれる場合は、別途費用がかかります。詳しくは取扱い窓口にお問い合わせください。
- Q** リサイクルシールの金額はどこで購入しても同じですか？
A リサイクルシールはオープン価格となり、リサイクルシステム取扱い窓口がそれぞれ設定しています。詳しくは取扱い窓口にお問い合わせください。
- Q** 持っている消火器の製造メーカーが
A 既に存在しない場合も引き取ってもらえるのですか？
そのメーカーが存在していた当時、日本消火器工業会会員であった場合は取扱い対象となります。

諸手続き等について

- Q** 産業廃棄物処理委託契約が必要ですか？
A お客様から消火器を受け取る際に署名いただく受取伝票の裏に約款がついており、それによって契約となります。
- Q** マニフェストの発行は必要ですか？
A 不要です。受取伝票を発行しています。
※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第8条の19による
- Q** リサイクルシールはなぜ消費税がかからないのですか？
A リサイクルシールは前払式支払手段となっており、商品券や旅行券のように消費税は非課税となっています。
※消費税法第6条による



発行元 (社)日本消火器工業会 (株)消火器リサイクル推進センター

(株)消火器リサイクル推進センター

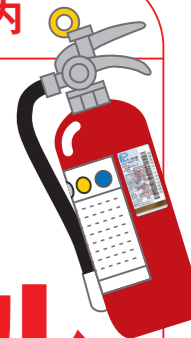
03-5829-6773 (受付時間：9:00～17:00 ただし、土日祝日、休日及び 12:00～13:00 を除く)

<http://www.ferpc.jp/>

お近くの取扱い窓口を
お探しの際は・・・

消火器リサイクル窓口

検索



はじまっています。 消火器のリサイクル

古くなった消火器、どうすればいいの？

日本消火器工業会と消火器メーカーは『セーフティー&エコロジー』な取り組みを開始しています。メーカーごとに異なっていたリサイクルシステムを統一し、全国にリサイクルシステム取扱い窓口を設置。古い消火器を安全に回収・廃棄するリサイクルシステムを2010年より運用しています。



消火器の製造年を
ご確認ください！

消火器リサイクルの
ポイントは3つ！

古い消火器には
リサイクルシールを
貼り付けます！

 マークのある
リサイクルシステム
取扱い窓口へ引き渡します！

<http://www.ferpc.jp/>

古くなった消火器をリサイクル・廃棄するにはどうすればいいの？



リサイクルシステム取扱い窓口にお問い合わせいただきます。

取扱い窓口は**特定窓口**と**指定引取場所**の2種類です。

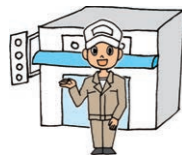
お近くの取扱い窓口をお探しの際は・・・

回収方法により窓口をお選びください。

消火器を引き取りに伺う場合や取扱い窓口（特定窓口）へ持ち込まれる場合は、別途費用がかかります。詳しくは取扱い窓口にお問い合わせください。

引き取りを依頼する場合は・・・？

特定窓口



消火器の引き取りを行う消火器販売店で、日本全国に約3,500社あります。

直接持ち込む場合は・・・？

特定窓口

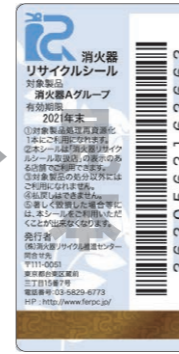
or

指定引取場所



日本消火器工業会が設営したもので、日本全国に約200ヶ所あります。

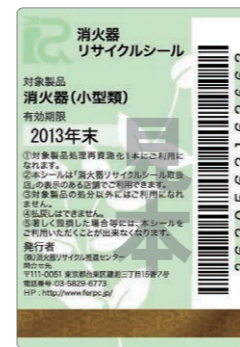
2010年以降に製造された消火器



新品用シール（見本）

製品にはリサイクルシールが貼られています。耐用年数を過ぎたら、取扱い窓口へ引き渡してください。

リサイクルシールが貼られていない消火器



既販品用シール（見本）

既販品用シールを購入し、消火器に貼り付けてから引き渡してください。

●既販品用シールの価格は

オープン価格となり、リサイクルシステム取扱い窓口がそれぞれ設定しています。
※既販品用シールは、取扱い窓口がない場合があります。ご相談いただく際に、ご確認をお願いします。特に持ち込む場合はご注意ください。
※詳しくはお近くの取扱い窓口にお問い合わせください。

●既販品用シールの種別と対象品目について

既販品用シールは、大型用、小型用がありますのでご注意ください。詳しくは下記の「リサイクルの対象品目」を参照ください。
※移動式粉末消火設備、パッケージ型消火設備等も対象品です。

注意事項

消火器を引き取りに伺う場合や取扱い窓口（特定窓口）へ持ち込まれる場合は、別途費用がかかります。

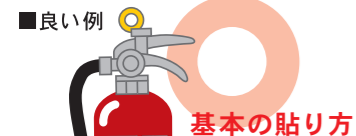
リサイクル施設で消火器を解体・選別します。



粉末消火薬剤はリサイクル後に商品として製造・出荷されます。

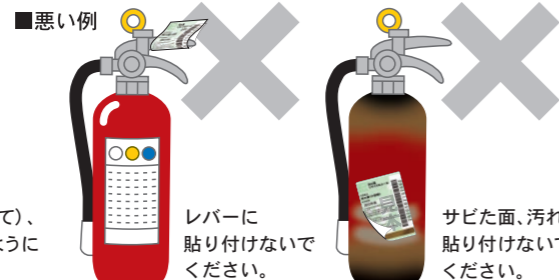
リサイクルシールの貼り方

既販品用シールを貼付ける際、廃消火器の接着面に汚れ（ほこり、粉末、水滴、油）やサビがあると貼る恐れがあります。接着面をきれいにしたうえで、貼り付けるようお願いいたします。



■良い例

基本の貼り方
シールは消火器のレバーの下部に（消火器のラベルを避けて）、バーコードが縦になるように貼ってください。



■悪い例

レバーに貼り付けしないでください。

サビた面、汚れ面に貼り付けしないでください。



やむを得ない場合は・・・
全体的に腐食等貼り付けが困難な場合は、ガムテープ等でバーコード部分を除いて補強をしてください。

リサイクルの対象品目（2011年1月現在）

新品用シールはA B C Dで、既販品用シールは小型と大型で区分けしています。

既販品用 (有効期限2年間)	新製品用 (有効期限10年間)	対象品目	既販品用 (有効期限2年間)	新製品用 (有効期限10年間)	対象品目
	Aグループ	ABC 粉末消火器 20型以下 住宅用消火器 下方放出型自動消火装置（粉末タイプ）	大型類 	Cグループ	ABC 粉末消火器 20型を超え 200型以下 移動式粉末消火設備 33kg～45kgタイプ
	Bグループ	強化液・機械泡消火器 8L以下 化学泡消火器（手提げ式） 二酸化炭素消火器 15型以下 下方放出型自動消火装置（液体タイプ） ダクト消火装置用本体容器		Dグループ	二酸化炭素消火器 50型 機械泡消火器 20L 強化液消火器 20L～60L BC 粉末消火器 200型以下（特殊火災用放射器含む） 泡消火器 45L～200L パッケージ型消火設備
小型類 		BC 粉末消火器 20型以下（特殊火災用放射器含む） ハロン 1301 消火器（消防環境ネットワーク関連費用除く） その他旧式消火器（手提げ式） 小型消火器 BOX 粉末消火薬剤 15kg缶入り 小型消火器用加圧ボンベ 1斗缶入り 大型消火器・移動式用加圧ガスボンベ 1.3L以下 消火器用ブラケット・設置台			大型・移動式消火器 BOX 大型消火器・移動式用加圧ガスボンベ 13.4L以下 液体消火薬剤（強化液、浸漬剤入り水、泡）※20L缶入り※装置用泡原液は除く
<p>※特別管理産業廃棄物に該当する製品は対象外となります。 ※PFOSを含む消火器・消火器用消火薬剤・泡消火薬剤の製品は対象外となります。 ※日本消火器工業会会員以外の製品は対象外となります。 （義務者不在製品に関しては別途お問い合わせください。） ※廃棄物処理法の改正、環境規制等により対象品目が変わる場合があります。</p>					

環廃対発第 1407142 号
環廃産発第 1407142 号

認 定 証

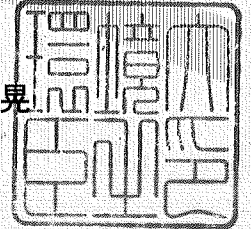
東京都台東区蔵前三丁目 15 番 7 号
一般社団法人 日本消火器工業会

代 表 理 事 遠 山 榮 一 殿

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 9 第 6 項（同法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく変更の認定を受けた者であることを証する。

平成 26 年 7 月 14 日

環 境 大 臣 石 原 伸 晃



記

1. 認定の年月日 平成 21 年 12 月 28 日
2. 認定番号 平成 21 年第 3 号（一般廃棄物）
第 179 号（産業廃棄物）

3. 広域的処理に係る特例の対象となる廃棄物の種類

(1) 一般廃棄物の種類

廃消火器（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）第一条の二第一号に規定する消火器若しくはその部品若しくは附属品又は消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十八号）第一条の二から第八条までの規定に適合する消火薬剤が一般廃棄物となったものをいう。）

(2) 産業廃棄物の種類

一般社団法人日本消火器工業会（以下「被認定者」という。）の会員企業が製造した消火器、移動式粉末消火設備及びパッケージ型消火設備（以下「消火器等」という。）（被認定者の会員企業が他人に委託して製造した消火器等を含む。）が産業廃棄物となったもの

4. 処理を行う区域

全 国